公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７５１号
札幌市北区新琴似３条７丁目８番12号
債務者　工藤　剛史（旧姓原）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５２号
札幌市北区新琴似３条７丁目８番12号
債務者　工藤　未央
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５４号
札幌市東区伏古７条２丁目２番25―102号
債務者　木村　求未（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１４号
札幌市東区北22条東16丁目２番19号　クレストパレス元町３―Ｃ号
債務者　金野　優依（旧姓守塚）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２１号
北海道北広島市共栄町３丁目９番地１　共栄団地１―403
債務者　鈴木　哲明
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５９号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番５―39号
債務者　上野千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６５号
札幌市東区伏古４条５丁目１番33号　ノーブル伏古Ｃ202号
債務者　横木　七重
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７６号
札幌市豊平区美園３条８丁目２番１号　川島ハイツ美園103号
債務者　坂元　　領
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７８号
札幌市豊平区平岸１条８丁目４番12号　及川マンション402号
債務者　月舘　義則
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７９号
札幌市豊平区平岸１条８丁目４番12号　及川マンション402号
債務者　月舘みゆき
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９８号
札幌市西区発寒３条５丁目３番11号　クリスタルコーポ202号
債務者　曽根由美子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９０９号
札幌市西区西野２条６丁目３番43号　ハイツＭＲ102号
債務者　石塚佐斗実
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１４号
札幌市東区東苗穂11条２丁目16番16号　ＫＡＥＤＥ33―101号
債務者　井浦　民雄
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１９号
札幌市東区伏古７条４丁目３番８号　ビッグバーンズマンション伏古Ⅲ402号
債務者　川内谷　聡
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９２０号
札幌市東区伏古７条４丁目３番８号　ビッグバーンズマンション伏古Ⅲ402号
債務者　川内谷由美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部